

所定疾患施設療養費

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の所定疾患を発症した場合における施設での医療について評価を受けることが出来るようになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る。）合に、1回に10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - ①肺炎の者
 - ②尿路感染症の者
 - ③带状疱疹の者
 - ④蜂窩織炎の者
4. 算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと（協力医療機関等と連携して行った検査等を含む）。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

令和2年度算定状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

①肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	2	2	0	1	2	3	4	1	1	0	0	0
日数	14	15	0	1	21	18	26	12	7	0	0	0

②尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0

③带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
日数	0	4	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0